

ケアマネ SAPPORO

2020.2.1 発行 第122号

社団法人 札幌市介護支援専門員連絡協議会

発行

〒001-0010
札幌市北区北10条西4丁目1 SCビル2F
TEL 011-792-1811 / FAX 011-792-5140

令和元年度各区ケアマネマネジメント能力 向上研修後期開催について	I	弁護士との連携 「寄り添う介護」ということ	V
広報委員コラム	III	介護医療院のケアマネとして	VI
ケアマネマネジメントにおけるケアプラン	IV		

令和元年度各区ケアマネマネジメント能力向上研修後期開催について

札幌市介護支援専門員連絡協議会

研修委員長 尾崎 哲

会員の皆様、日々の業務お疲れ様です。と同時に当協議会の開催する研修会にいつも参加していただきありがとうございます。今年度ここまで開催いたしました研修はいかがでしたでしょうか。

札幌市介護支援専門員連絡協議会では、自主事業の研修会と並行して、札幌市からの委託事業である「札幌市介護支援専門員指導者研修」「札幌市予防マネジメント研修」そして「札幌市ケアマネマネジメント能力向上研修」を実施しております。今回はその中の「札幌市ケアマネマネジメント能力向上研修」についてお話させていただきます。

ご存じの方も多いかと思いますが、「札幌市ケアマネマネジメント能力向上研修」は全市で年1回、各区で上半期1回、下半期1回と例年それぞれのテーマに基づいて開催されています。今年度の下半期開催テーマは「インフォーマルサービスの活用について」と設定され、すでに東区、南区で開催されたところです。(この広報誌が皆様のお手元に届くころにはさらに何区か開催されている頃でしょうか)

今まで、このケアマネマネジメント能力向上研修は、テーマは札幌市との確認したもので全区一緒でしたが、その内容は札幌市介護支援専門員連絡協議会の各区支部役員が講師の選定、当日の運営方法を検討し実施していました。そのため各区の

現状を反映させること出来るというプラスの面もありましたが、反面、研修内容が必ずしも同じ内容とはなっておらず、札幌市全体の介護支援専門員の能力向上という点で果たしてこのままでいいのか課題も残っていました。

そこで、今回は下半期のテーマを札幌市と確認後、研修委員会として改めてコンセプトを練るなかで、「地域から相談された事例に介護保険サービスが開始すると、今まで支えていた地域のインフォーマルな力がパタッと止まることがある。地域が悪いわけではない、でもそれで本当にその人にとって地域で生活している意味があるだろうか。そうならないためにはどうしたらいいだろうか。」を出発点に各区統一の研修プログラムをつくることに着手しました。



統一プログラムとしましたが、当然地域の状況は各区によって異なります。各区の現状に応じた情報提供を生活支援体制事業の第一層コーディネーターに依頼し、福まち活動等と合わせて、そもそも介護支援専門員に相談が来る前はどのように地域(それぞれインフォーマルサービス)に支えられているのかをまず介護支援専門員がわかるための講義。その上で模擬事例を使いながら、その地域だったらどんなケアプランがつけられるかをグループワークする。この2本柱でプログラムを作成しました。

研修では介護支援専門員の経験年数によってグループ分けし、ファシリテーターも配置してグループワークを行います。実際に東区では、経験年数が近いことで発言しやすい雰囲気もあったり、10年超グループからはさすがと思わせるプランが発表されたりと、時間が足りないくらいあっというまに終わりました。参加者同士も意外な人と経験年数が近かったりと新たな発見もあったようです。

もちろんフォーマルサービス、インフォーマルサービスそれぞれにメリットとデメリットがあり、単純にインフォーマルサービスを優先すればいいわけでもありません。その人の人生を考えながら今までのつながりを断ってしまわない、フォーマルサービスとインフォーマルサービスのいいとこどりをしていく発想が研修に参加してくれた皆さんに生まれると今回の研修を企画した甲斐があったと思っています。



各区支部では委託事業の「札幌市ケアマネジメント能力向上研修」のほかにも、自主事業としての研修会も開催しており、各区の実情に応じた研修

会も企画しております。ケアマネジメント能力向上研修を統一プログラムとすることで質の標準化をしつつ、各区の個別の課題については自主事業の研修で深めていく。そういった各区支部における研修目的の整理も、今後の課題としてあげられるかもしれません。

また、今回の新たな取り組みとしてもう一つ、ファシリテーターは10月に実施した札幌市介護支援専門員指導者研修を受講者した主任介護支援専門員に依頼しています。指導者研修で各区の主任介護支援専門員の活動を学び、実際に今回の能力向上研修で主任介護支援専門員として力を発揮する。つまり研修して終わりではなく、その実践までを含めて取り組めるような研修どうしの連動性にも挑戦しました。

新しい挑戦に苦戦された方もいらっしゃると思いますが、こうした実践が介護支援専門員同士の地域のつながりや質の向上にもなっていくのではないのでしょうか。

最後に、札幌市介護支援専門員連絡協議会では昨年度全市各区で延べ66回の研修会を開催しました。

さらに資格更新に伴う法定研修も介護支援専門員は受講する必要があります。それらを合わせると非常に多くの研修会が行われております。ひとつひとつの研修会にももちろん意味がありますが、前段で述べました研修会相互の連動性や、法定研修や委託事業、自主事業との役割分担等、札幌市の介護支援専門員にとっての研修体系を改めて考えなければいけない時期に来ているのかもしれない。

よりよい議論のためには、会員の皆さんの声が大きくなるとなおります。また入会していない介護支援専門員がもしお近くにおりましたら是非入会を声掛けしてほしいところです。札幌市全体の介護支援専門員の質を高めていくことで、札幌の街は歳を重ねても住みよい街といわれるような未来を目指していきませんか。これからも皆さんの研修会へのご参加をお待ちしております。

『広報委員コラム』

札幌市介護支援専門員連絡協議会 広報委員長
居宅介護支援事業所ら・せれな 長崎 亮一

会員の皆さま、はじめまして広報委員の長崎と申します。今後時折コラムが盛り込まれることがありますので、是非ご一読お願いします。皆さんケアマネSAPPORO読んで頂いていますか？

私たち広報委員会では、毎回企画から記事依頼など色々検討し紙面作りをしております。感想など事務局あてにメールでも構いませんので頂ければ今後の参考にさせていただきます。

さて、今回は『ケアマネの軸』についてお話を…最近の社会保障審議会介護部会の動向は皆さんもご存じのように、ケアプラン料の負担有無問題や主任ケアマネの管理者要件の経過措置化やケアマネの処遇改善など様々なケアマネジャーに対する話題が多く審議されています。毎回ケアマネの質に注目が集まり、法定研修の時間数増や書類増のような私たちにとって何か「質が悪い」みたいな煮え切らないレッテル貼りをされたような違和感がありました。しかし今回の審議内容は、拡大解釈すると財政難・人材不足・ケアマネ業務への魅力の低下などが話されていることを私なりに理解しており、何か毎回制度に振り回されているなあーと感じてしまいます。

振り回されない、左右されないためのケアマネの軸に価値と倫理があります。『倫理』に関しては日本協会から示されているケアマネジャーの倫理要領です。以外に知っているようで知らない、重要視されていない方も多いかもかもしれませんが非常に大事なものです。ケアマネジャーとして専門職として色々な力やバイアスが働きます。例えば職場の上からの圧力、利用者・家族からの理不尽な要求、

自分自身の弱さなど支援していく中で、ジレンマや迷いが生じたときに重要なのが倫理です。そして、自分の支援する価値観や自分自身生きる上での価値観をしっかりと受け入れ理解すること(自分のことをよく知る)が必要です。ケアマネの軸をしっかりと育てることが、どんな制度改正や他者の評価にも屈しない強い軸となると思います。

ただ、今後の改正も踏まえ思うことは、私たちは常に新しい知識・理論・視点や技術・方法を学び更新していかなければならない仕事であり、自己研鑽が重要であると共に後継者の育成・ケアマネジャー業務に対する魅力も伝える義務があることを一層強く感じました。

また、ケアマネジャー業務の特性としてケアマネ同士の横の繋がりが希薄である傾向もあるため、職能団体への参画もぜひ積極的に活動していただくと横の繋がりも自分の大きなネットワークになっていきます。

今年長い現役生活を終えたイチロー選手の名言で「グラウンドの上では自分の築きあげてきた技術に対する自信。今までやってきたことに対する自信。『やりたい』と思う強い気持ちが支えになります」があります。

私もケアマネジャーをやりたい!!利用者支援をしたい!!という強い気持ちが、「ケアマネの軸」になっているように感じています。まあイチローとレベルが違いますが…

ケアマネSAPPOROもその助けになればと思いつつながら委員一同頑張っていますので、是非是非今後ともよろしく願っています。

LINEでお友達登録のお願い

LINEでお友達登録していただくと、講習会やイベントの開催情報や業界ニュースなど、ケアマネジャーの皆様に役立つ情報を配信いたします。皆様ぜひご登録ください。

登録方法

1. スマートフォンで「LINEアプリ」を開きます
2. 「友だち追加ボタン」をタップします
3. 友だち追加方法の選択画面になったら、QRコードをタップしてください
4. QRコードリーダーが起動したら、右記のバーコード読み取り、「追加」をタップして完了です



ケアマネのためのスキルアップ情報コーナー

知っ得
特別授業

ケアマネジメント専門職としての介護支援専門員 第4回
ケアマネジメントにおけるケアプラン

北星学園大学 社会福祉学部

福祉臨床学科 准教授 畑 亮輔



皆さんこんにちは、北星学園大学の畑です。2020年になりました。介護保険制度が施行されてから20年が経過しようとしており、長い人であれば介護支援専門員としての20年のキャリアを積んできた方もおられると思います。そのような区切りの年ですが、“ケアマネジメント専門職としての介護支援専門員”、4回目ではケアマネジメントの中心ともいえるケアプランを考えていきます。

ケアマネジメントにおいて作成されるケアプランは、これまでのコラムで取り上げてきた「**利用者との信頼関係**」を基盤としたアセスメントによって「**真のニーズ**」を析出し、利用者の質の高い生活を実現するために「**多様な社会資源**」を統合して作成します。これまで確認してきたケアマネジメントのプロセスにおいて不十分な点等があれば、ケアプランにもその影響が出てくることになります。このように考えると、ケアプランはあくまでも利用者の生活を支えるためのツールであるものの、ケアマネジメント全体の質を示すものでもあるといえるのではないのでしょうか。つまり、ケアプランをしっかりと見直すことによって、それぞれのケアマネジメント全体を振り返ることにつながり、ケアマネジメントの質を向上させることが期待できます。

しかし、現在の制度や状況が、ケアプランを見直す機会を阻害してしまっている可能性があることを懸念しています。

まず1つに、制度的にケアプランを見直さなければならない機会がとても限定的であることが挙げられます。結果として、本人の状態や社会環境に変化が生じた場合においても、制度上のケアプラン見直しのタイミングではないために、しっかりと見直すことができていないようなケースの発生につながっていることが考えられます。これは制度の逆機能ともいえるものであり、他にも生じていることが指摘されています。例えば、ケアマネジメントにおいて重要なモニタリングも、現在制度上では月1回

の居宅訪問が義務付けられています。これは最低限実施すべき回数として定められているはずですが、状態が安定せずに注意深いモニタリングが必要な利用者でも月1回の訪問しかできていない状況につながってしまうことが考えられます。

もう1つとして、担当ケアマネ以外のケアマネにケアプランが見られることがとても少ない状況が挙げられます。実際にはケアプランだけでなく、ケアマネの実践全体が他のケアマネによって見られる機会がとても少ないことが挙げられます。このような状況はケアマネが専門職として成長していくことの障害となっているかもしれません。専門職が成長するには、ただ実践経験を重ねるだけでなく、より経験豊富なベテラン専門職から指導を受け、自らの実践を振り返る機会（スーパービジョン）が必要不可欠です。現状では、地域ケア個別会議や地域での事例検討会の機会は徐々に増えてきているものの、このようにマンツーマンで指導（スーパービジョン）を受ける機会を十分に持っているケアマネはとても少ないのではないかと思います。

以上、ケアマネジメントの集大成ともいえるケアプランの見直しを阻害する可能性がある2つの要因を整理しました。しかし、本来的にはケアプランが利用者にとって適切な内容なのか常に見直しを行い、利用者の状態とケアプランの内容にずれが生じてしまっている場合には、制度や状況に関わらず利用者に最適なケアプランに作り直すことが“ケアマネジメントの専門職たる介護支援専門員”に求められているのではないのでしょうか。

是非これをお読みいただいた皆様には、自らのケアプランを見直してみる機会を設けていただければ幸いです。多くの介護支援専門員がいる札幌の強みを生かして、他のケアマネと協力し合って各ケアマネの実践を振り返る機会を設けていくような方法を検討してみることに大きな価値がありそうですね。

ケアマネのためのスキルアップ情報コーナー 知っ得
特別授業財産管理で困った方をどう支援する？ 第6回
「弁護士との連携について」弁護士法人カント
弁護士 塚谷 翔

全6回ということで続けてきました本連載ですが、いよいよ今回が最終稿となります。

今回は、成年後見制度利用等に関するケアマネージャーさんと弁護士の連携について、僕の個人的なスタンスも含めてお話ができればと思っております。

成年後見制度の利用が必要となるケースは、緊急性が高いことが多くあります。自宅で生活し認知症に罹患している高齢者で光熱費や家賃を滞納しているケースや、無駄に通販や商品購入をしているケース、自宅生活が難しくなり施設入所を進めたいが金銭管理ができないために施設側の受け入れが困難であるケース等は、至急成年後見人を選任し本人支援を進めるべきケースになります。

このような緊急性に最初に気が付くのは、皆さんケアマネージャーさんであるということは非常に多いと思われま

す。とりわけ、金銭トラブル（家賃等の滞納、消費者金融等からの借り入れ、詐欺被害等）については、マンションからの退去を求められたり、ライフラインが止められてしまったり、持ち家であれば自宅が差し押さえられて競売にかけられてしまうなど、高齢者本人の生命身体の危険に直結しかねません。

そのため、皆さんに心がけていただきたいのは、高齢者本人が何か金銭絡みの問題を抱えていないか、支払いを遅滞しているものはないか、注意深く観察をしていただきたいということです。特に自宅訪問時は、支払い督促が自宅に届いていないか、通販等で購入したと思われる明らかに不必要な商品が届いていないか等、情報の宝庫ですのでよくよくチェックをしていただく必要があります。ただし、当然のことながら、本人に無断で封書を開封することは許されませんので、本人に開けてもらうこと、本人の開封が難しいのであれば本人の許可を得た上で開封すること、もしくは督促状等は開封せずとも外観から判明することもあるので、そのよう

な確認をすることが必要となります。

そのようにして成年後見制度（に限らず法的な手続きをとるべきケースも多々あります）を進めるべき事情が発覚した場合には、できる限り早い段階で専門家につないでいただく必要があります。その際、高齢者本人が弁護士事務所等まで出向くのが難しいという場合には、出張相談という形で対応をしている弁護士事務所も多くありますし、資力要件はありますが、法テラスが行っている出張相談を利用することで本人の金銭負担なく出張相談が実施できることもありますので、ぜひ積極的にご利用ください（法テラスの出張相談を利用するためにはいくつかの要件を満たす必要がありますので、その点は法テラスに直接ご確認いただくか、弁護士経由で確認をしてください。法テラス札幌TEL：0570-078388/050-3383-5555）。

どの段階で弁護士に相談をするべきなのか分からないという悩みがあるかもしれませんが、僕個人の考えとしては、早ければ早い方が良いと考えております。

僕のスタンスは、ご連絡をいただければ、基本的にはどこにでも出向いて本人とお会いをすることにしています。それは、認知症が進行しており、会話が難しいような場合でも同様です。本人の意思が少しでも伝わることもありますし、本人の記憶の片隅に僕の顔が残る可能性もあること、そして何よりも本人の生活状況等の環境を目視できるためです。

お会いをした結果、本人が弁護士介入を拒絶するケースもありますが（むしろ多いです笑）、一度会うことが重要であり、断られてからがスタートだとも思っておりますので、そのようなことを危惧されて弁護士に相談をするのを控えるということがないようにしていただきたいと考えています。

今後も、みなさんと一緒に働きたいと思っておりますので、何かあればぜひご連絡をください。

「寄り添う介護」という事

居宅介護支援センター札幌南

管理者 佐伯 真寿美

初めて介護の世界に入ったのは訪問介護のヘルパーでした。そこで出会った男性のご利用者様は事故で脊椎損傷され四肢麻痺のためベッド上で寝たきりの生活をされている方でした。ご自身で痰吸引をされ妻の負担が多くならないようにと努力されていました。

彼の目に映るものは、壁と天井と妻の姿。

すりガラス一枚の窓からは、人々の動く姿すら見ることのできない環境です。

ヘルパーになりたての私は、痰の入った容器と尿器の洗浄、全身清拭を行い、新しい下着やパジャマに着替えの援助を行うことで精いっぱいでした。四十歳から三十年こうやって過ごしていると伺い、どのように受け止めたらよいのか、どんな言葉を掛けたらよいかわからず沈黙し援助終了の印鑑だけ頂き、その方のご自宅を後にしてしまいました。「こうやってあと何年過ごせばいいのか？」との問いに答えることもできず、僅かひと月で逃げ出してしまいました。

今も同じ問いをされた時にどのような言葉を掛けるのが良いか答えは見つかりませんが、ケアマネジャーとして出来る限り気持ちを寄せることが出来るようになりたいと思っています。

昨今、人生会議について賛否両論ある中で、どのように生き、どのようにその一生を終えたいのか共に考え話し合うことのできるような関わりを持てる支援者でありたいと願っています。

介護医療院のケアマネとして

介護医療院 しんえいの杜

介護支援専門員 近藤 文

当施設は真栄病院(一般病棟・(地域包括ケア病室)・回復期リハビリテーション病棟・医療療養病棟)に併設しており、2018年9月に介護療養型老人保健施設より介護医療院(定員60名・4人室13室/2人室4室)へ転換しました。介護医療院は2018年4月に創設されたもので、要介護高齢者の住まいとしての機能と日常的な医学管理(糖尿病によるインスリンや経腸栄養、喀痰吸引等)の医療機能を兼ね備え、長期的に生活をしていただくことができます。転換時には複数の家族から「ずっとここに居られるんですね」という安堵の声が聞かれたことを思い出します。

現在の入所者は年齢60~100歳台、要介護度認定区分2~5と幅広く、経腸栄養や喀痰吸引の必要な方が30名程生活されています。ご本人からは「多少痛みがあってもできることは自分で頑張りたい」、「普段の食事には出ない〇〇が食べたい」等、ご家族からは「普段は経腸栄養でも、食べられるものを少しでも口から食べて欲しい」、「車椅子で散歩をしたい」等の思いや希望が聞かれます。入所者は医学的な管理が必要な方も多く、例えば普段は経管栄養で経口摂取を希望される方に対しては、医師・看護職員にご本人の状態を確認しながらご家族に協力を得て、経口摂取をしていただいています。

ご本人の能力を活かし、医師・看護職員・介護職員・管理栄養士・作業療法士・薬剤師・診療放射線技師が協同してご本人・ご家族の望む生活に近づけるように支援していきたいと思えます。

ケアマネSAPPORO 122号(2020年2月1日発行)

発行元:一般社団法人 札幌市介護支援専門員連絡協議会

編集:一般社団法人 札幌市介護支援専門員連絡協議会 広報委員会

広報委員長:長崎 亮一

広報委員:鈴木 晴美/宮川 亮一/姉崎 重延/小川 美穂/伊藤 和哉/大木 雅広/甲斐 洋平

e-mail:kouhou@sapporo-cmrenkyo.jp ホームページ:http://sapporo-cmrenkyo.jp/ (札幌ケアマネで検索可)

